

毎週月、水、金曜日発行

富山県報

令和7年6月13日

金 曜 日

第5387号

目次

告 示

- | | |
|--------------------|---|
| ○換地処分 | 1 |
| ○指定居宅サービス事業者の廃止の届出 | |
| ○土地区画整理組合の解散認可 | 3 |

選舉管理委員會告示

- 公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の指定

公 告

- | | |
|---------------------------------------|---|
| ○農地を利用する権利の設定の裁定 | 4 |
| ○令和7年度消防設備士の工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施 | 6 |
| ○条件付き一般競争入札の実施 | 8 |

正 誤

- 令和 7 年 3 月 26 日付け号外(8)富山県規則第 9 号 16
○令和 7 年 3 月 31 日付け号外(4)富山県規則第 13 号

告 示

富山県告示第276号

換地処分について

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第89条の2第9項の規定により、令和7年6月12日県営農地整備事業桜ヶ池幹線二期地区 信末換地区の換地処分をしたので同条第10項の規定において準用する同法第54条第4項の規定により公告する。

令和7年6月13日

富山県知事 新 田 人 朗

富山県告示第277号

指定居宅サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者から同法第75条第2項の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により公示する。

令和7年6月13日

富山県知事 新 田 八 朗

事業者の名称		いなば農業協同組合
サービスの種類		通所介護
事業所	名称	JAいなばデイサービスセンターさんごの家
	所在地	小矢部市水島680
	介護保険事業所番号	1670900453
廃止の届出を受理した年月日		令和7年5月30日

富山県告示第278号

指定居宅サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者から同法第75条第2項の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第78条第2号の規定により公示する。

令和7年6月13日

富山県知事 新 田 八 朗

事業者の名称		いなば農業協同組合
サービスの種類		訪問介護
事業所	名称	JAいなば福祉支援センター
	所在地	小矢部市水島680
	介護保険事業所番号	1670900032
廃止の届出を受理した年月日		令和7年5月30日

富山県告示第279号

指定居宅サービス事業者の廃止の届出について

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項に規定する指定居宅サービス事業者から同法第 75 条第 2 項の規定により次のとおり廃止の届出があったので、同法第 78 条第 2 号の規定により公示する。

令和 7 年 6 月 13 日

富山県知事 新 田 八 朗

事業者の名称		社会福祉法人永寿会
サービスの種類		訪問介護
事業所	名称	雨晴苑ホームヘルパー事業所
	所在地	高岡市太田58番地
	介護保険事業所番号	1670200227
廃止の届出を受理した年月日		令和 7 年 5 月 29 日

富山県告示第280号

土地区画整理組合の解散認可について

土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 45 条第 2 項の規定により、射水市本開発地区土地区画整理組合の解散を認可したので、同条第 5 項の規定によりその旨を公告する。

令和 7 年 6 月 13 日

富山県知事 新 田 八 朗

富山県選挙管理委員会告示第41号

公職の候補者等が個人演説会等を開催することができる施設の指定について

公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 161 条第 1 項第 3 号に規定する公職の候

補者等が個人演説会等を開催することができる施設として次の施設を指定した旨、
富山市選挙管理委員会から報告があったので告示する。

令和7年6月13日

富山県選挙管理委員会

委 員 長 堀 内 康 男

施設の名称	施設の所在地
富山市営住宅布目団地集会所	富山市布目3490番地

~~~~~  
公 告  
~~~~~

農地を利用する権利の設定の裁定

下記農地について、農地法（昭和27年法律第 229号）第41条第2項において読み
替えて準用する同法第39条第1項の規定に基づき、利用権を設定する裁定をしたの
で、同法第41条第3項の規定に基づき公告する。

令和7年6月13日

富山県知事 新 田 八 朗

1 農地の所在等

所在及び地番	地目	面積	所有者等の情報
射水市円池1101番	田	401㎡	登記名義人 熊本 隆明
射水市市井133番	田	2,970㎡	登記名義人 熊本 隆明
射水市若林116番	田	744㎡	登記名義人 熊本 隆明
射水市生源寺117番1	田	342㎡	登記名義人 熊本 隆明
射水市生源寺字山下野388番 1	畑	1,622㎡	登記名義人 熊本 隆明
射水市水戸田1316番	田	1,495㎡	登記名義人 沖 友則
射水市水戸田5041番	田	1,256㎡	登記名義人 沖 友則
射水市水戸田5102番	田	255㎡	登記名義人 沖 友則

射水市水戸田5122番	田	2,960m ²	登記名義人 沖 友則
射水市水戸田5001番	田	2,436m ²	登記名義人 金瀬 忠
射水市水戸田5050番	田	1,002m ²	登記名義人 金瀬 忠
射水市水戸田5415番	田	1,058m ²	登記名義人 金瀬 忠
射水市水戸田5454番	田	520m ²	登記名義人 金瀬 忠
射水市水戸田5545番	田	537m ²	登記名義人 金瀬 忠
射水市市井99番	田	1,326m ²	登記名義人 新堰 ふみ
射水市市井241番	田	149m ²	登記名義人 新堰 ふみ
射水市市井字畑田388番 4	田	138m ²	登記名義人 新堰 ふみ

2 農地を利用する権利の内容等

所在及び地番	内容	農地を利用する 権利の始期	存続 期間	借賃に相当する 補償金の額
射水市円池1101番	利用権	令和 7 年 8 月 31 日	4 年 4 月	4,610円
射水市市井133番	利用権	令和 7 年 8 月 31 日	9 年 4 月	66,140円
射水市若林116番	利用権	令和 7 年 8 月 31 日	10年 4 月	4,081円
射水市生源寺117番 1	利用権	令和 7 年 8 月 31 日	4 年 4 月	510円
射水市生源寺字山下野 388番 1	利用権	令和 7 年 8 月 31 日	4 年 4 月	810円
射水市水戸田1316番	利用権	令和 7 年 8 月 31 日	9 年 4 月	36,700円
射水市水戸田5041番	利用権	令和 7 年 8 月 31 日	9 年 4 月	34,560円
射水市水戸田5102番	利用権	令和 7 年 8 月 31 日	9 年 4 月	7,010円
射水市水戸田5122番	利用権	令和 7 年 8 月 31 日	9 年 4 月	73,640円
射水市水戸田5001番	利用権	令和 7 年 8 月 31 日	9 年 4 月	67,030円
射水市水戸田5050番	利用権	令和 7 年 8 月 31 日	9 年 4 月	27,570円
射水市水戸田5415番	利用権	令和 7 年 8 月 31 日	9 年 4 月	29,110円
射水市水戸田5454番	利用権	令和 7 年 8 月 31 日	9 年 4 月	14,310円
射水市水戸田5545番	利用権	令和 7 年 8 月 31 日	9 年 4 月	14,770円
射水市市井99番	利用権	令和 7 年 8 月 31 日	9 年 4 月	29,530円

射水市市井241番	利用権	令和7年8月31日	9年4月	2,530円
射水市市井字畑田388番 4	利用権	令和7年8月31日	9年4月	3,720円

- 3 農地を利用する権利が設定された農地間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益社団法人 富山県農林水産公社 理事長 佐藤 一絵
富山市舟橋北町4番19号

- 4 補償金の支払の方法

当該農地を利用する権利の始期までに富山地方法務局高岡支局に供託する。

- 5 補償金の還付について

農地の所有者等は富山地方法務局高岡支局において、補償金の還付を受けることができる。

令和7年度消防設備士の工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習の実施

消防法（昭和23年法律第186号）第17条の10の規定により、消防設備士の工事整備対象設備等の工事又は整備に関する講習を次のとおり実施する。

令和7年6月13日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 講習区分並びに講習の対象となる消防設備士の種類及び区分

講習区分	講習の対象となる消防設備士の種類及び区分
消火設備	第1類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士、第2類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第3類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士
警報設備	第4類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第7類の乙種消防設備士
避難設備 ・ 消火器	第5類の甲種消防設備士及び乙種消防設備士並びに第6類の乙種消防設備士

2 受講対象

消防設備士免状の交付を受けている者で、次のいずれかに該当する者

- (1) 消防設備士免状の交付を受けた日以後における最初の 4 月 1 日から 2 年以内の者
- (2) 前回の講習を受けた日以後における最初の 4 月 1 日から 5 年以内の者

3 講習日時及び場所

講習日時	講習区分	場所
令和 7 年 9 月 30 日 (火) 午前 9 時から午後 5 時まで	警報設備	富山市婦中町島本郷 1 番地 5 富山県トラック会館
令和 7 年 10 月 1 日 (水) 午前 9 時から午後 5 時まで	警報設備	富山市婦中町島本郷 1 番地 5 富山県トラック会館
令和 7 年 10 月 2 日 (木) 午前 9 時から午後 5 時まで	警報設備	富山市婦中町島本郷 1 番地 5 富山県トラック会館
令和 7 年 10 月 9 日 (木) 午前 9 時から午後 5 時まで	避難設備・消 火器	富山市婦中町島本郷 1 番地 5 富山県トラック会館
令和 7 年 10 月 10 日 (金) 午前 9 時から午後 5 時まで	避難設備・消 火器	富山市婦中町島本郷 1 番地 5 富山県トラック会館
令和 7 年 10 月 23 日 (木) 午前 9 時から午後 5 時まで	消火設備	富山市婦中町島本郷 1 番地 5 富山県トラック会館
令和 7 年 10 月 24 日 (金) 午前 9 時から午後 5 時まで	消火設備	富山市婦中町島本郷 1 番地 5 富山県トラック会館

4 受講手続

受講申請書を令和 7 年 8 月 20 日 (水) から同年 8 月 29 日 (金) までの間に、一般財団法人富山県消防設備保守協会 (富山市花園町四丁目 5 番 20 号) へ提出すること。

※なお、講習の受講申請については、一部、県の電子申請サービスを用いた申請が可能(電子申請受付期間 令和 7 年 7 月 14 日 (月) から同年 7 月 18 日 (金) までの間)。内容は 7 月上旬までに県HPに掲載する。

- 5 その他詳細については、一般財団法人富山県消防設備保守協会 (電話 076-422-1135) 又は富山県危機管理局消防課 (電話 076-444-4589) に問い合わせること。

条件付き一般競争入札の実施について

富山県立中央病院防水・外壁改修工事について、次のとおり条件付き一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第 167条の 6 第 1 項の規定により公告します。

令和7年6月13日

富山県知事 新 田 八 朗

1 入札に付する事項

- (1) 工 事 名 富山県立中央病院防水・外壁改修工事
- (2) 工事場所 富山市西長江地内
- (3) 発注工種 一般建築工事
- (4) 工事概要 防水改修工事（中央診療棟・外来診療棟）、外壁改修工事（中央診療棟・外来診療棟の一部）
- (5) 工 期 契約を締結した日の翌日から令和7年12月12日まで
- (6) 予定価格 64,220,000円（消費税相当額を除く。）
- (7) 調査基準価格 有

2 入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）

次に掲げる条件のすべてを満たす者であること。なお、入札参加資格の確認は、申請の期限の日現在の事実をもって行うものとする。

ただし、同日において当該条件を満たしている者であっても、開札の日時までの間に当該条件を満たさなくなった場合は、この入札に参加できない。

ア 政令第 167条の 4 の規定に該当しない者で、かつ、建設業法（昭和24年法律 第 100号）第27条の23の規定による経営事項審査を受けている者であること。

イ 富山県東部（富山土木センター（立山土木事務所を含む。）管内又は新川土木センター（入善土木事務所を含む。）管内）の区域内に建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第 6 条に規定する主たる営業所を有する者であること。

ウ 富山県における令和7・令和8年度建設工事競争入札参加資格者名簿に、一般建築工事の等級がAの者として登載されており、かつ、一般建築工事に係る総合数値が 950点以上の者として登載されていること。

エ 入札参加資格の確認の申請の期限の日から当該工事の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。

オ 会社更生法（平成14年法律第 154号）第17条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第 225号）第21条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（これらの者のうち、建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第10条第 1 項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。

3 申請書及び添付書類の提出

(1) 入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を提出すること。

ア 入札参加資格確認申請書（様式第 1 号）

イ 入札参加資格確認書（様式第 2 号）

(2) 申請初頭の様式は、富山県立中央病院ホームページ（下記URL）の「入札情報」からダウンロードし、必要事項を記入すること。

<https://www.tch.pref.toyama.jp/>

(3) 提出期限

令和 7 年 6 月 16 日（月）から令和 7 年 6 月 25 日（水）まで（富山県の休日を定める条例（平成元年富山県条例第 1 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで。

4 公告に関する質問等

(1) この公告の記載内容についての質問は、質問内容を記載した文書を持参若しくは郵送する（受付期間の締切日までに必着）方法により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 令和 7 年 6 月 13 日（金）から令和 7 年 7 月 9 日（水）まで（休日を除く。）の午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時 15 分まで。

イ 受付場所 富山県立中央病院経営管理課管財係（電話076－491-7115）

(2) 公告の記載内容についての質問及び当該質問に対する回答が他の者に影響を

及ぼすと認めるときは、その概要を富山県立中央病院外来診療棟5階廊下に掲示し、公表する。

5 入札参加資格の確認の通知

入札参加資格の有無の確認の結果は、令和7年6月26日（木）までに文書により通知する。

6 入札参加資格が無いとされた者の理由の説明の要求

(1) 入札参加資格が無い旨の通知を受けた者は、入札参加資格が無いとされた理由について説明を求めることができる。

(2) (1)の理由の説明の要求は、説明を求める理由を記載した文書を持参することにより行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 令和7年6月27日（金）から令和7年7月1日（火）までの午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

イ 受付場所 富山県立中央病院経営管理課管財係

(3) 理由の説明の要求に対する回答は、説明を求めた者に対し、令和7年7月9日（水）までに文書により行うものとする。

7 設計図書等の配付及び質問等

(1) 入札参加資格が有る旨の通知をした者（以下「入札参加資格者」という。）に対し、令和7年6月27日（金）までに設計図書等は無償で貸与する。貸与した設計図書等は入札終了時に回収する。

(2) 貸与する設計図書等の配付先は、次のとおりとする。

富山県立中央病院経営管理課管財係

(3) 設計図書等に関する質問は、質問事項を記載した文書を持参し、又は郵送する（受付期間の締切日までに必着）方法により行うものとし、次のとおり受け付けるものとする。

ア 受付期間 令和7年6月27日（金）から令和7年7月9日（水）まで（休日を除く。）の午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

イ 受付場所 富山県立中央病院経営管理課管財係（電話076-491-7115）

(4) 質問に対する回答は、質問者に対し、文書により行うものとする。

- (5) 設計図書等に関する質問及び当該質問に対する回答については、その概要を富山県立中央病院外来診療棟 5 階廊下に掲示し、公表する。

8 入札の日時、場所

- (1) 入札の日時 令和 7 年 7 月 14 日（月）午後 1 時 30 分
(2) 入札の場所 中央診療棟 1 階 11 会議室
〒930-8550 富山市西長江二丁目 2 番 87 号

9 入札の方法等

- (1) 入札は、出場入札により行うものとする。
(2) 落札者の決定に当たっては、提出された入札書の金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
(3) 入札回数は、1 回とする。

10 工事費内訳書の提出

- (1) 入札に当たっては、入札書に記載する入札金額に対応した工事費内訳書を入札書に添付すること。
(2) 工事費内訳書の様式は、7 の(1)の設計図書等の配付の際に、併せて様式の配付を受け、作成すること。
(3) 工事費内訳書が提出されない場合、当該者の入札を無効とする。また、工事費内訳書の内容に不備がある場合、原則として当該者の入札を無効とする。
(4) 工事費内訳書は、参考として提出を求めるものであり、その内容によって入札及び契約上の権利義務を生じさせるものではないが、当該内容が適正でない場合、工事費内訳書が提出されなかったとして、当該者の入札を無効とすることがある。

11 入札保証金に関する事項

入札保証金は、免除する。

12 入札の無効に関する事項

次に掲げる入札は、無効とする。

- (1) 虚偽の申請により入札参加資格を得た者のした入札
- (2) その他入札心得（予定価格事前公表試行工事）第6条各号のいずれかに該当する入札
- (3) 2(1)のただし書に規定する場合に該当する入札

13 落札者の決定方法

富山県会計規則（昭和62年富山県規則第17号）第92条の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で有効な入札を行った者のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合は、落札者の決定を保留し、富山県低入札価格調査等実施要領に基づき、審査を行い、落札者を決定する。

14 契約保証金に関する事項

契約保証金は、入札心得（予定価格事前公表試行工事）第10条の規定による。

15 配置予定技術者の確認

- (1) 受注者から現場代理人等届が提出された際に、CORINS等により現場代理人及び主任（監理）技術者の適正配置の確認を行う。
- (2) (1)の規定による確認の結果、現場代理人又は主任（監理）技術者の配置が適正でないと認めるときは、契約の解除若しくは指名停止またはその両方を行うことがある。

16 その他

- (1) 当該工事の入札の執行等に当たっては、この公告に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号）その他の法令、富山県会計規則及び入札心得の定めるところによる。
- (2) 入札参加資格確認申請書その他の入札に参加するに当たって提出を求める書類（以下「申請書等」という。）の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
- (3) 提出された申請書等は、当該工事に係る入札以外の目的には使用しない。
- (4) 提出された申請書等は、返却しない。
- (5) やむを得ない理由があるものとして承認した場合以外は、申請書等の差替えを認めない。
- (6) 入札書を提出するに当たっては、4の公告に関する質問等及び7の(3)の設計

図書等に関する質問等の内容を確認すること。

- (7) その他不明な点については、富山県立中央病院経営管理課管財係（電話076－491-7115）に問い合わせること。

(様式第1号)

年 月 日

入札参加資格確認申請書

富山県知事 新田 八朗 殿

住所

商号又は名称

代表者氏名

印

下記の工事に係る入札参加資格について確認されたく、書類を添えて申請します。

記

1. 工事名 富山県立中央病院防水・外壁改修工事
2. 履行期限 令和7年12月12日まで

(提出者)

業者番号

業者名称

業者郵便番号

業者住所役職名

代表者氏名

代表電話番号

代表FAX番号

部署名

商号（連絡先名称）

連絡先氏名

連絡先住所

連絡先電話番号

連絡先E-Mail

添付資料

(様式第 2 号)

入 札 参 加 資 格 確 認 書

住所

商号又は名称

代表者氏名

下記の工事に係る入札に参加する者に必要な資格については、下記のとおり確認しました。

記

1 工事名 富山県立中央病院防水・外壁改修工事

2 入札に参加する者に必要な資格

内 容	該当・非該当の別(※)
①政令第 167 条の 4 の規定に該当しない者で、かつ、建設業法第 27 条の 23 の規定による経営事項審査を受けている者であること。	(該当 ・ 非該当)
②富山県東部（富山土木センター（立山土木事務所を含む。）管内又は新川土木センター（入善土木事務所を含む。）管内）の区域内に建設業法施行規則（昭和 24 年建設省令第 14 号）第 6 条に規定する主たる営業所を有する者であること。	(該当 ・ 非該当)
③富山県における令和 7 ・ 令和 8 年度建設工事競争入札参加資格者名簿に、一般建築工事の等級が A の者として登載されており、かつ、一般建築工事に係る総合数値が 950 点以上の者として登載されていること。	(該当 ・ 非該当)
④入札参加資格の確認の申請の期限の日から当該工事の開札の日までの間において、富山県から富山県建設工事等指名停止要領に基づく指名停止を受けていない者であること。	(該当 ・ 非該当)
⑤会社更生法第 17 条の規定により更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法第 21 条の規定により再生手続開始の申立てがなされている者（建設工事の競争入札に参加する者に必要な資格等に関する要綱第 10 条第 1 項に規定する申請を行い、再度の競争入札参加資格の認定を受けた者を除く。）でないこと。	(該当 ・ 非該当)

(※) 申請者は、資格の内容（左欄）を満たすことを確認の上、右欄の「該当」に○印を付すこと

正 誤

令和 7 年 3 月 26 日付け号外(8)富山県規則第 9 号「富山県手数料条例施行規則の一部を改正する規則」表中

頁	行	誤	正
34	下から 4 行目	(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 2 項の規定に基づく申出をする場合 ((1)の手数料の額の欄に掲げる額に係るものを除く。)	(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 <u>第 8 条第 2 項</u> において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づく申出をする場合 ((1)の手数料の額の欄に掲げる額に係るものを除く。)
35	下から 9 行目	(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第 6 条第 2 項の規定に基づく申出をする場合 ((1)の手数料の額の欄に掲げる額に係るものを除く。)	(2) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律 <u>第 8 条第 2 項</u> において準用する同法第 6 条第 2 項の規定に基づく申出をする場合 ((1)の手数料の額の欄に掲げる額に係るものを除く。)

令和 7 年 3 月 31 日付け号外(4)富山県規則第 13 号「富山県立都市公園条例施行規則及び富山県置県百年記念県民公園条例施行規則の一部を改正する規則」中

頁 6

行 18

誤 第 5 条第 2 項中第 3 号及び第 4 号を削り、第 5 号を第 3 号とし、第 6 号から第 8 号までを 2 号ずつ繰り上げる。

正 第 4 条第 1 号中「様式第 5 号」を「様式第 4 号」に、同条第 2 号中「様式第 6 号」を「様式第 5 号」に改める。

第 5 条第 2 項中第 3 号及び第 4 号を削り、第 5 号を第 3 号とし、第 6 号から第 8 号までを 2 号ずつ繰り上げる。